

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究取扱規程

平成16年4月1日

規程第 29 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）と民間企業等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学における共同研究 本学において、民間機関等から研究員及び研究経費等又は研究員のみを受け入れて、本学の教員が当該研究員と共通の課題につき共同して行う研究
 - (2) 本学及び民間機関等における共同研究 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究員及び研究経費等又は研究経費等のみを受け入れて行うもの
- 2 この規程において「共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される研究員をいう。
- 3 この規程において「発明等」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程（平成16年規程第33号。以下「職務発明等取扱規程」という。）第2条第2項に規定するものをいい、「知的財産権」とは、職務発明等取扱規程第2条第7項に規定する権利をいう。

(受入れの基準)

第3条 共同研究の受入れに当たっては、本学の研究及び教育に有意義であり、かつ、研究及び教育に支障がない場合に限り、受け入れるものとする。

(共同研究に要する経費)

第4条 本学は、本学の施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持及び管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

- 2 民間機関等は、次に掲げる経費を負担するものとし、当該経費であって本学で行う研究に係る経費のうち、当該研究を行う年度に係る全額を原則として共同研究契約締結後に本学が発行する請求書に記載する期日までに納付しなければならない。ただし、本学が当該研究の遂行に支障がないと判断した場合は、当該経費を分割して納付することができる。

- (1) 本学における共同研究においては、次のイ及びロに掲げる経費
 - イ 共同研究員の派遣に係る研究料（以下「研究料」という。）

- ロ 物品費、旅費、人件費、謝金等の当該研究の遂行に要する直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）
- (2) 本学及び民間機関等における共同研究においては、前号に掲げる経費に加え、民間機関等における共同研究に要する経費
- 3 研究料は、共同研究員1人当たり、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額とする。ただし、各号に定める派遣期間内において共同研究員の交代がある場合は、新たに共同研究員になる者に係る研究料は徴収しないものとする。
- (1) 派遣期間が6月以内の場合 200,000円
- (2) 派遣期間が6月を超え1年以内の場合 400,000円
- (3) 派遣期間が1年を超える場合 前号の額を年額とし、当該派遣期間に応じた年額及び第1号又は前号の額を合計した額
- 4 間接経費の額は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究の間接経費の額に関する細則（令和2年細則第1号）に規定する場合を除くほか、直接経費の30%に相当する額とする。
- 5 本学は、必要に応じ、直接経費の一部を負担することができる。

(共同研究における設備等の取扱い)

第5条 共同研究に要する経費により新たに取得した設備等の帰属については、原則として次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 本学の所有に属するもの 本学に受け入れた経費及び本学で措置した経費により、研究の必要上、本学において取得した設備等
- (2) 民間機関等の所有に属するもの 民間機関等において措置した経費により、研究の必要上、民間機関等において取得した設備等
- 2 前項の規定にかかわらず、民間機関等が特に希望する場合は、当該民間機関等の帰属とすることができる。
- 3 本学における共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等の所有に係る設備等は無償で受け入れることができるものとする。この場合において、設備等の搬入、据付け及び搬出その他設備等の受入れに要する経費は、民間機関等が負担するものとする。

(研究場所)

第6条 本学の教員又は研究員は、共同研究のために必要な場合には、民間機関等の施設又は当該民間機関等が指定した施設において研究を行うことができるものとする。

- 2 本学の教員又は研究員が前項に規定する施設において研究を行う場合には、研究用務のための出張として取り扱うものとする。

(共同研究の受入れの決定等)

第7条 共同研究を申し込もうとする民間機関等は、当該共同研究の研究代表者として希望する本学の教員又は研究員と協議の上、共同研究申込書（以下「申込書」という。）及び共同研究員調書（以下「調書」という。）を本学に提出しなければならない。ただし、共同研究員を派遣しない場合は、調書の提出は必要としない。

2 産官学連携担当理事は、前項の申込書及び調書に基づき、共同研究の受入れを決定し、役員会に報告する。ただし、共同研究の受入れの決定に際し、疑義が生じた場合は、役員会の議を経て当該受入れを決定するものとする。

（共同研究契約の締結）

第8条 本学及び民間機関等は、前条第2項の規定による受入れの決定がなされたときは、共同研究の実施に当たり、共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結する。

（共同研究員の災害補償）

第9条 共同研究員が本学において研究従事中に人身事故等に遭遇した場合は、当該共同研究員が所属する民間機関等が、従業員に適用する補償制度をもって対応することを原則とする。ただし、当該人身事故等が、本学の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

2 本学は、共同研究員に対して、必要な安全教育を行うよう留意するものとする。

（共同研究の中止又は期間の延長）

第10条 本学及び民間機関等は、研究遂行上やむを得ない事由があるときは、相手方と協議の上、共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

2 前項により共同研究を中止した場合において、本学が特に必要と認める場合は、民間機関等と協議の上、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を返還することができる。ただし、研究料に係る部分については返還しない。

3 第1項により研究期間に合わせて共同研究員の派遣期間を延長した場合の研究料の額は、共同研究員の派遣期間を通算した期間に係る第4条第3項の規定による額とする。この場合において、当初の研究期間に係る研究料と、延長により通算した期間に係る研究料の額が異なるときは、その差額の研究料を徴収するものとする。ただし、研究期間延長の理由が天災等による事由の場合は、研究料を徴収しないことができる。

（知的財産権の出願）

第11条 本学及び民間機関等は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、当該発明等に係る知的財産権について、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 本学及び民間機関等は、本学の教員又は研究員若しくは共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合に、当該発明等に係る知的財産権の出願を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。
- 3 本学及び民間機関等は、本学の教員、研究員及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、当該発明等に係る知的財産権の出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、本学が、当該民間機関等から当該知的財産権を承継した場合は、本学が単独で出願を行うものとする。
- 4 前項の共同出願契約を締結するに当たっての持分案については、産官学連携推進部門長の意見を聴くものとする。
- 5 本学及び民間機関等は、共有に係る知的財産権に関する出願費、特許料等（以下「出願費等」という。）について、その全額を民間機関等が負担する場合を除き、それぞれ持分に応じて負担するものとする。
- 6 本学及び民間機関等との共有に係る知的財産権に関する特許共同出願等の事務手続きについては、原則として民間機関等が行うものとする。
- 7 民間機関等は、第5項に規定する出願費等を負担しないときは、当該知的財産権に係る自己の持分を本学に譲渡する旨の譲渡証書を提出するものとする。

（知的財産権の実施）

第12条 本学は、共同研究の結果生じた発明等につき本学が承継した知的財産権の民間機関等又は民間機関等の指定する者における実施に関しては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学実施許諾等取扱規程（平成16年規程第36号）の規定によるものとする。

（秘密の保持）

第13条 本学及び民間機関等は、共同研究の実施に当たり、相手方から提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について開示及び漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- （1）開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- （2）開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
- （3）開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- （4）正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- （5）相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- （6）書面により事前に相手方の同意を得たもの

(研究成果等の報告)

第14条 研究代表者は、共同研究完了後速やかに、研究成果等について、学長及び民間機関等に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第15条 共同研究による研究成果は、大学の社会的使命を踏まえ、原則として公表するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、相手方と協議の上、当該研究成果の一部を非公開とすることができる。

2 前項に規定する研究成果の公表の時期及び方法については、原則として本学及び民間機関等との協議事項とする。

(適用除外)

第16条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- (1) 国立大学法人、独立行政法人、国又は地方公共団体との共同研究である場合
- (2) その他特別な事情がある場合

(様式)

第17条 共同研究の実施に必要な書類の様式は、別に定める。

(事務)

第18条 共同研究に関する事務は、事業推進部研究協力課が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に締結された共同研究契約は、第7条に規定する手続きを経て行われた契約とみなす。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から

適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に契約を締結した共同研究に要する経費については、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究取扱規程（以下附則第3項及び第4項において「改正後の共同研究取扱規程」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行前に申込書が提出された共同研究であり、かつ、この規程の施行以後に契約を締結し、令和2年9月30日までに研究を開始するものに係る間接経費の額については、改正後の共同研究取扱規程第4条第4項の規定にかかわらず、直接経費の10%に相当する額とすることができる。
- 4 前項の場合において、複数年度にわたる契約を行う共同研究に係る間接経費の額は、令和2年度から令和3年度までの間において、前項に規定する額を適用することができるものとし、令和4年度以降においては、改正後の共同研究取扱規程第4条第4項に規定する額を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に締結された共同研究契約は、第7条に規定する手続を経て行われた契約とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第2項の規定による令和4年度における共同研究に要する経費の納付については、この規程の施行日前においても、同条の規定によりした行為

とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に申込書が提出された共同研究に係る受入れ可否の通知については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。